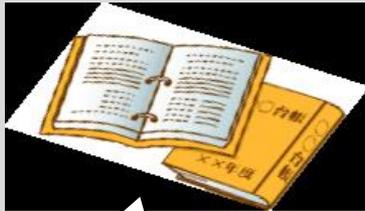


制度のイメージ図

避難行動要支援者名簿を作成

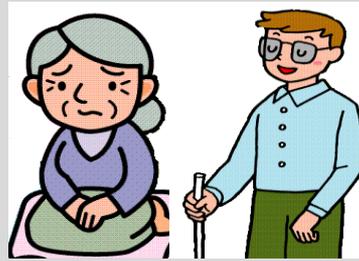
避難行動要支援者名簿



災害対策基本法改正により、名簿の作成が義務付けられています。名簿は市で作成します。

避難行動要支援者

- ・要介護3以上
- ・身体障害者手帳2級以上
- ・障がいの程度マルA及びA
- ・精神障害手帳1級
- ・難病患者
- ・75歳以上の高齢者
- ・避難支援を要する方で名簿登録を申請された方



名簿情報提供の同意確認

通知による意思確認
避難行動要支援者に同意書を送付し、情報の提供に同意するか確認します。

同意あり

同意なし

平常時

- 市から避難支援等関係者に名簿情報を提供
- 個別支援計画の作成
- 日ごろの見守り等

避難支援等関係者

- ・消防機関
- ・埼玉県警
- ・民生委員
- ・北本市社会福祉協議会
- ・自主防災組織及び自治会

災害時

名簿情報を活用して、情報の伝達・安否の確認・避難支援など



- ※個人情報の取扱いについては、市関係部局及び避難支援等関係者において、適正に管理し、当制度の目的に合致すること及び災害時における支援活動以外の目的には使用しません。
- ※この制度は、避難支援者が必ず支援活動を行うことを約束するものではありません。また、避難支援者にその責任が生じるものでもありません。